

富山県立大学情報環境整備委員会規程

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学情報戦略本部規程第5条第3項及び富山県立大学情報基盤センター規程第7条第2項の規定に基づき、富山県立大学情報環境整備委員会（以下「委員会」という。）の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 本学全体の情報基盤体制の整備に関すること。
- (2) 本学全体の情報システムの効率的な運用に関すること。
- (3) 情報基盤センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) センター副所長
- (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した各1人の教員
- (4) 看護学部が選出した1人の教員
- (5) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第3号から第5号までに掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター所長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、センター副所長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。